
監 査 委 員

26年監査公表第8号

平成25年度に執行した監査の結果（平成26年2月3日から平成26年3月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年11月11日

京都府監査委員	植 田	喜 裕
	同 山 口	勝
	同 村 山	佳 也
	同 井 上	元

1 定期監査

監査の結果

【部局別】

広域振興局

中丹広域振興局（監査実施年月日：平成25年10月7日～10日、12月16日、平成26年2月10日・27日）

（指摘）

原子力防災活動資機材保守点検委託業務において、契約台数よりも点検実績台数が少なかったにも関わらず、履行確認を怠った上に、契約金額のまま支払ったことから過払いとなった事例が認められた。

（措置の内容）

本事業の財源は特定財源（平成23年度原子力発電施設等緊急時安全対策交付金、国庫10/10）であり、交付金の返還が必要であるた

め、国からの指示に従って、業者に過払い金額の返還を求めることとする。

また、監査終了後直ちに職員会議にて履行確認の適切な実施について周知徹底するとともに、業務進行管理表を作成し、契約、納品、支払い等の度に複数職員によるチェックを徹底することとし、業務処理体制の改善を図った。

【特別財務調査】

○物品等納品状況調査

商工労働観光部

中小企業技術センター（監査実施年月日：平成25年9月12日～平成26年3月14日）

（指摘）

職員が請求書の日付を空白で提出するよう業者に指示し、日付は職員が記入していた事例が認められた。

（措置の内容）

平成26年5月開催の職員会議において、関係職員に対し会計規則に基づく適正な支出業務の遂行と牽制・確認体制の強化について、周知徹底を図った。

【例月出納検査】

文化環境部

文化環境総務課（監査実施年月日：平成26年3月25日・28日）

（指摘）

歳出科目の誤りを繰り返していた事例が認められた。

（措置の内容）

平成26年4月に開催した職員会議において、支出事務の適正な執行について関係職員に再度、周知徹底するとともに、関係書類を紙原本でも審査する等の事務処理体制の改善を図った。

2 財政的援助団体等監査

監査の結果

(1) 一般社団法人京都国際工芸センター（監査実施年月日：平成25年12月18日）

（監査の結果）

平成24年度決算において実績のない過去6年分の業務受託料を収益として計上、更に平成25年度からの9年間の未実施業務についても平成24年度収益として計上するなど、不適切な会計処理が行われていたもの

（措置の内容）

顧問公認会計士の指導に従い、適正な事務処理を行うよう職員に対して周知を行った。

指摘の事務処理については、平成24年度決算の訂正処理を行った。

(2) 一般財団法人京都府中小企業センター（監査実施年月日：平成25年12月6日）

（監査の結果）

京都府から無償貸与を受けている物品が所定の手続を経ることなく廃棄されている事例が認

められたので、所管課（商業・経営支援課）に対する指摘とした。

（措置の内容）

監査後直ちに、不足物品の確認及び経過報告を府会計課あて実施し、廃棄登録の上、物品数を一致するための変更契約を締結した。以後同様の事例が発生しないよう、府の貸与物品を特定するために、備品シールを貼付し、台帳を整備するとともに、定期的に貸与物品の棚卸を実施することとした。

また、財団が物品を廃棄する際、それが府の貸与物品であるかどうかを確認することとした。

(3) 日本管財株式会社（監査実施年月日：平成26年3月6日）

（監査の結果）

府から指定管理団体への貸付物品の一部が不存在など適正に管理されていないもの

なお、監査対象施設の所管課（健康福祉総務課）に対しても指摘とした。

（措置の内容）

監査終了後直ちに、不存在の貸付物品の廃棄手続を行うとともに、物品数を一致させるための年度協定書の変更手続を進めている。また、再発防止のため府と指定管理団体において貸付物品の使用場所を記載した台帳を整備するとともに、毎年度定期的に実地棚卸を行うこととした。